

# 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

制定  
25農振第393号  
平成25年5月16日  
農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年4月9日付け26農振第1998号

## 第1 趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じているところである。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要となっている。

都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体（以下「集落連合体」という。）に対し、関係省庁との連携の下、当該集落において営まれている農林水産業の状況その他の地域の特性を勘案しつつ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援するとともに、山村の活性化に向けて、市町村が中心となって行う地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図る取組を支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、もって農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図るものである。

## 第2 都市農村共生・対流総合対策

### 1 事業内容等

都市農村共生・対流総合対策は、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要

件等は別表1に定めるものとする。

(1) 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山漁村における体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動

(2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組

(3) 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組

(4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチングやアドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組

2 事業実施期間

各事業の実施期間は、原則として、次に掲げる期間を上限とする。

(1) 集落連携推進対策は2年間

(2) 人材活用対策は3年間

(3) 施設等整備対策は2年間

(4) 広域ネットワーク推進対策は1年間

ただし、(2)の事業にあっては、(1)及び第3の事業((1)の事業の目的の達成に資するものに限る。以下同じ。)の実施期間中に事業を開始し、かつ、(1)及び第3の事業の事業開始年度から起算して3年度以内に完了するものとする。また、(3)の事業にあっては、原則として、事業実施の全期間にわたり、(1)の事業実施期間に併せて実施するものとする。

3 事業の公募

地方農政局長等(別表1の1、2、3及び4の(1)の事業にあっては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省

農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長、別表1の4の(2)の事業にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。)は、都市農村共生・対流総合対策(別表1の4の(1)及び別表2(別表2に係る別表1の2の事業を含む。)の事業を除く。)について、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

#### 4 事業実施の手続

(1) 1の(1)から(3)までの事業にあつては、3により選定された事業実施主体は、1の(1)の事業の開始年度においては、農村振興局長が別に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、都市農村共生・対流総合対策の事業実施計画である共生・対流促進計画(以下「共生・対流促進計画」という。)を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、共生・対流促進計画においては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定するものとする。

1の(4)の事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により提出された共生・対流促進計画の内容、対象経費等を精査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(3) 地方農政局長等は、承認した共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

(4) 農村振興局長が別に定める場合の共生・対流促進計画の重要な変更については、(1)から(3)までに準じて承認等を行うものとする。

(5) 第2の1の(1)から(3)までの事業にあつては、事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、1の(1)事業の開始年度についてはこれらを省略することができる。

(6) 地方農政局長等は、(5)により提出された年度別共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

#### 5 助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

## 6 完了報告

事業実施主体は、4の(2)により地方農政局長等が承認した共生・対流促進計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

## 7 事業実施結果の評価

- (1) 1の(1)から(3)までの事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の(1)の事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度までの毎年度を対象に、4の(2)の共生・対流促進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価の内容を評価するに当たり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- (4) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表するものとする。

## 8 他事業等との連携

- (1) 都市農村共生・対流総合対策のうち1の(1)から(3)までの事業については、地方農政局長等は、当該事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。
- (2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。
- (3) 都道府県との連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うものとする。

# 第3 山村活性化支援対策

## 1 事業内容等

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであって、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組に対する交付金（以下、「山村活性化支援交付金」という。）を交付し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものである。

具体的な事業内容、事業採択要件等は、別表2に定めるものとする。

- (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

## 2 事業の実施対象

山村活性化支援対策の実施対象は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定により指定された振興山村であって、農村振興局長が別に定めるところにより、同法に基づき山村振興に取り組んでいる地区とする。

## 3 事業実施期間

山村活性化支援対策の実施期間は、原則として、3年間を上限とする。

## 4 事業実施主体

山村活性化支援対策の実施主体は、振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会とする。

## 5 事業実施の手続

- (1) 事業実施主体は、事業の開始年度において、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書及び山村活性化支援交付金事業実施計画（以下「実施計画」という。）（以下これらを総称して「採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された採択申請書等を審査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知を交付するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- (3) 山村活性化支援対策の実施期間が複数年の場合には、事業実施主体は、2年目以降毎年度、(1)から(3)までの手続を準用して、各年度の

実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。

- (4) 農村振興局長が別に定める場合の実施計画の重要な変更については、(1) から (3) までに準じて変更を行うものとする。

## 6 助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

## 7 完了報告

事業実施主体は、5の(2)により地方農政局長等が採択した実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

## 8 事業実施結果の評価

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施主体から報告された目標の達成状況等の評価の結果について、農村振興局長に報告するものとする。
- (3) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、事業目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施期間において、事業実施主体に対し、(1)に定める報告以外に、事業実施状況について、報告を求めることができることとし、必要に応じ、指導、助言等を行うものとする。

## 9 他事業等との連携

- (1) 地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。
- (2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、事業実施主体から提出された実施計画等に係る情報を提供するとともに、当該実施計画等について意見聴取を行うものとする。

#### 第4 推進指導等

地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

#### 第5 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

別表 1

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 集落連携推進対策	<p>中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動</p> <p>活力アップに向けた取組</p> <p>(1) 子ども農山漁村交流 小学校をはじめとする子供の農山漁村における体験教育活動等を受け入れるための取組</p> <p>(2) 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム 山菜料理や古民家など多様な地域資源の活用やボランティア活動者を観光に取り込むなど、農山漁村における特色あるグリーン・ツーリズムの取組</p> <p>(3) 自然・景観を生かした美しいむらづくり 棚田や田園空間などの農山</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体又は法人のうち、農山村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 農村振興局長が別に定める協定を定めた団体</p> <p>(2) 農業法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にいう農事組合法人又は3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出して法人（3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）をいう。以下同じ。）であ</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 農山漁村の集落（これに準じる組織・団体を含む。）が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>(2) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(3) 自立的・発展的な取組であって、効果が見込まれること。</p> <p>(4) 具体的な事業内容の欄の(11)の取組を実施する場合は、医療・福祉関係の団体又は法人が事業実施主体の構成員であること又は事業実施主体と連携していること。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり800万円とする。ただし、具体的な事業内容の(4)又は(6)を主たる取組として事業を実施し、事務所のアからケの要件のいずれかに該当する地域に所在し、かつ、そのいずれかに該当する以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落以下「農業集落」という。）が、地域資源の活用、高齢農</p>



訓練・厚生活動等を受け入れるための取組

(9) 「食」の提供等を通じた学校・企業との連携

学校給食、社員食堂等への農林水産物の食材供給など「食」を通じた学校・企業等と連携した取組

(10) I Tを活用した消費者とのネットワークづくり

I Tを活用した農林水産物の集出荷・販売管理や生産者と消費者との情報交換・ネットワークづくりの取組

(11) 「農」を活用した医療・福祉との連携

園芸療法や福祉農園等の農山漁村を医療・福祉サービス等を提供する健康づくりの場として活用する取組

(12) 地域提案型活動

(1) から (11) までに該当しない取組であって、地域ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農山漁村の共生・対流を通じて地域を活性化させる取組

被災区域で実施したものとす  
る。)、本事業を  
特定被災区域で  
実施する場合は9  
00万円とする。

ア 特定農山村地  
域における農林  
業等の活性化の  
ための基盤整備  
の促進に関する  
法律（平成5年  
法律第72号）第  
2条第1項に規  
定する特定農山  
村地域

イ 山村振興法  
（昭和40年法律  
第64号）第7条  
第1項の規定に  
基づき指定され  
た振興山村

ウ 過疎地域自立  
促進特別措置法  
（平成12年法律  
第15号）第2条  
第1項に規定す  
る過疎地域（同  
法第33条第1項  
又は第2項の規  
定により過疎地  
域とみなされる  
区域を含む。）  
の全部又は一部  
の地域

エ 半島振興法  
（昭和60年法律

第63号) 第2条  
第1項の規定に  
基づき指定され  
た半島振興対策  
実施地域の全部  
又は一部の地域  
オ 離島振興法律  
(昭和28年法律  
第72号) 第2条  
第1項の規定に  
基づき指定され  
た離島振興対策  
実施地域の全部  
又は一部の地域  
カ 沖縄県振興特  
別措置法(平成  
14年法律第14  
号) 第3条第1号  
に規定する沖縄  
キ 奄美群島振興  
開発特別措置法  
(昭和29年法律  
第189号) 第1  
条に規定する奄  
美群島  
ク 小笠原諸島振  
興開発特別措置  
法(昭和44年法  
律第79号) 第2  
条第1項に規定  
する小笠原諸島  
ケ 上記アからク  
に掲げる以外の  
地域にあって  
も、自然的、社  
会的、経済的条  
件又は地域的な

ま併とまりかから、  
実せ一りか体的に  
適施することが地  
当でああると地  
方農政局長等が  
認める地域  
コ 高齢化率（販  
売農家人口のう  
ち65歳以上の  
割合）が50%以  
上の農業集落（た  
だし、農家戸数  
が20戸以上の集  
落は除く。）ま  
たは、農家戸数  
が10戸未満の農  
業集落  
サ 販売農家がい  
ない等の理由に  
より高齢化率の  
判定ができない  
場合において  
は、総農業従事  
者数のうち65歳  
以上の人数が50%  
以上（ただし、  
農家戸数が20戸  
以上）集落は除  
く。）または、  
山村、漁村の集  
落において林業  
者、漁業者が農  
数（を）を占め、  
（林）業センサ  
スデータの適用

				が適切ではない 場合において は、当該集落の 総戸数が20戸未 満の集落
2 人材活用対策	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組	本事業の事業実施主体は、事項の1の事業又は別表2の事業（事項1の事業の目的の達成に資するものに限る。以下同じ。）を実施している又は既に実施した団体、法人又は市町村とする。	次に掲げる（1）又は（2）の要件を満たすこと。  （1） ア 事項の1の事業又は別表2の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、事項の1の事業又は別表2の事業の事業開始年度から起算して3年度以内に完了すること。 イ 活用する人材は、原則、1年のうち6月以上の期間、事業実施主体と連携して、本事業に従事すること。 （2）別表2の事業の実施と併せて行う場合は、研修生の受入れに限り、実施すること。	交付率及び助成額は以下のとおりとする。  （1）交付率は定額とする。  （2）各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額は、200万円を上限とする。また、研修手当の上限単価は月額14万円とする。
3 施設等整備対策	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、	本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体又は法人とする。	次に掲げる要件を全て満たすこと。  （1）農村振興局長が	交付率及び助成額は以下のとおりとする。  （1）交付率は、定額

空き家、廃校等の補修等の取組

- (1) 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等を補修等する取組
- ア 「食」や「農」等を観光に活用する施設等整備
- (ア) 農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設  
農林水産物処理加工施設、農林水産物集出荷貯蔵施設等の補修等
- (イ) 販売強化促進施設  
・地域食材提供施設  
農林水産物直売施設、販売戦略（IT関連）施設、農家レストラン等の補修等
- (ウ) 共生・対流促進施設  
交流促進施設、共同観光農園、宿泊体験活動受入拠点施設、農家民宿（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条による簡易宿所営業の許可を受けた農林漁業者が人を宿泊させ農山村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業を行う施設をいう。）等の補修等
- (エ) 自然環境、景観・

- (1) 事項の1の事業(1)の事業を実施する団体又は法人
- (2) 農村振興局長が別に定める協定を定めた団体の構成員のうち次に掲げる団体又は法人
- 市町村  
農業協同組合  
農業協同組合連合会  
森林組合  
森林組合連合会  
生産森林組合  
漁業協同組合  
漁業協同組合連合会  
漁業生産組合  
生活協同組合  
生活協同組合連合会  
都道府県農業会議  
農業委員会  
農事組合法人  
農業生産法人  
特例子会社  
社会福祉法人  
特定非営利活動法人  
一般社団法人又は一般財団法人  
公益社団法人又は公益財団法人  
特例社団法人又は特例財団法人  
土地改良区  
土地改良事業団体連

別に定める基準に適合するものであること。

- (2) 事業実施の全期間にわたり、事項の1の事業の実施期間に併せて実施する場合に限り、実施できるものとする。

(2分の1（沖縄県は3分の2、奄美群島は10分の6）以内)とする。

ただし、具体的な事業内容の欄の(1)のエの(イ)及び(ウ)並びにオについては、1の交付率及び助成額の欄の(2)のアカからケ（ただし、カ及びキを除く。）までのいずれかに該当する地域にあっては、10分の5.5以内とする。ただし、具体的な事業内容の欄の(1)のエの(ウ)について、農家・地域住民等参加型の直営施行等により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とすときは、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。

(2) 助成額の上限



	<p>       社サービス等を提供する雇用の場としての活用促進施設等の補修等        エ 農山漁村における定住・移住・集住等の環境整備        (ア) 定住・移住・集住等促進施設        冬期集住施設、都市住民の移住・定住促進施設、研修施設等の補修等        (イ) 防災・安全施設        安全施設、防災安全・避難施設、除雪・消流雪施設等の補修等        (ウ) 鳥獣被害対策施設        柵の補修等        オ アからエの整備と一体的に行う必要がある簡易な基盤整備（区画整理、農業用排水整備、農業集落道、連絡農道等）及び生活環境整備（飲雑用水施設、簡易給排水施設等）        (2) 特認事業        (1)に掲げる施設等のほか、地域の手づくり活動に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。     </p>			
4 広域ネットワーク		本事業の事業実施主	都市と農山漁村の共	交付率は定額とす

推進対策	(1) 都道府県単位における取組	本事業の推進に向け、都道府県単位の調査・研究、技術的指導、普及・啓発、及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組	体は、(1)の事業にあつては都道府県、(2)の事業にあつては、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体又は法人とする。	生・対流による地域活性化に資する事業であること。	る。(1)の事業の助成額の上限は、1都道府県当たり250万円とする。
	(2) 全国単位における取組	本事業の推進に向け、全国単位の都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信、これらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組	農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合 生活協同組合 生活協同組合連合会 全国農業会議所 都道府県農業会議 農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特例社団法人又は特例財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連合会 地方公共団体が出資		

		する団体 商工会 商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会 観光協会 旅行業者の組織する 団体 地域住民の組織する 団体 民間企業 その他農村振興局長 が特に必要と認める 団体等	
--	--	---	--

別表 2

具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
山村活性化支援対策 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (1) その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等 (2) 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (1) 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等	本事業の実施主体は、以下のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 振興山村を有する市町村 (2) 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会	事業の実施対象が振興山村であって、農村振興局長が別に定めるところにより、山村振興法に基づき山村振興に取り組んでいる地区であること。	交付率及び助成額は以下のとおりとする。 (1) 交付率は定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1振興山村当たり1,000万円とする。

<p>(2) 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等</p> <p>3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組</p> <p>(1) 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等</p> <p>(2) その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICTやタブレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等</p>			
--	--	--	--